

だいしん未来支店専用普通預金

平成29年7月7日現在

1. 商品名 (愛称)	・普通預金
2. 販売対象	・日本国内に住所を有する (短期居住者除く) 満20歳以上の個人
3. 期間	・期間の定めはありません
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) その他	・随時預入 (キャッシュカードを利用した入金または振込による入金のみ) ・1円以上 ・1円以上 ・だいしん定期「センス」を作成するための専用口座です。
5. 払戻方法	・随時払戻しができます。 (キャッシュカードを利用した出金または所定の口座への振込のみ)
6. 利息	・無利息
7. 税金	—
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴収します。 ・振込の場合は、個人インターネットバンキングと同様の振込手数料を徴収します。 (詳しくは「手数料一覧」をご覧ください) ・普通預金ご解約時の振込手数料は無料です。
9. 付加できる特約事項その他	・通帳は発行いたしません。 ・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元金等の自動受取はできません。 ・「総合口座」の取扱いはできません。 ・キャッシュカードはデビット機能、Pay-easy (ペイジー) 口座振替は利用できません。
10. 中途解約時の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	—
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部 (9時～17時、電話：06-6775-6594) にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会 (電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話：03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所 (9時～17時、電話：03-3517-5825) にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本普通預金を新規に作成いただく場合は、当金庫ホームページから申込書等を請求いただき、郵送でのお申し込みをしていただく必要があります。 ・本普通預金はお一人様一口座のみとさせていただきます。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 1預金者あたり元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までと、その利息が保護されます。) ・初回定期預金作成までは普通預金からのご出金はできません。